令和２年度第２回東京都医療的ケア児
支援関係機関連絡会　配布資料
令和３年３月 19 日開催

医療的ケアが必要な障害児への支援について

資料５

これまでの動き

医療的ケアが必要な障害児について

○ 医療技術の進歩等を背景として、NICU等に長期間入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養など医療的ケアが必要な障害児（医療的ケア児）が増加

○ しかし、医療的ケアが必要な障害児が利用できるサービスは限定

【医療的ケア児数（R1)】
- 全国で約2万人と推計（厚労省研究班報告）
- 人口比率より、都内では約2,000人と推計

児童福祉法の一部改正（平成28年5月）

【障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応】

○ 医療的ケアを要する障害児が適切な支援を受けられるよう、自治体において保健・医療・福祉等の連携促進に努めるものとする

【施行期日】　平成28年6月3日

都の取組

今後の取組

○ 医療的ケアが必要な障害児が適切な支援を受けられるよう、関係機関の連携強化や在宅生活を支えるサービスの充実に積極的に取り組む。

医療的ケア児の支援・２年度の取組

１ 連携の促進

○ 医療的ケア児支援関係機関連絡会【29年度～】
⇒医療的ケア児を含む障害児への支援に関わる関係機関の連絡調整・意見交換の場の確保

２ 在宅支援の充実（早期療育支援（訪問支援）／レスパイト支援）

○ 重症心身障害児等在宅療育支援事業【29対象拡大】
⇒訪問事業（看護師による訪問支援の実施等）の対象拡大（在宅の医療的ケア児も対象化）

○ 重症心身障害児（者）等在宅レスパイト事業【29対象拡大】
⇒ 在宅の重症心身障害児（者）に加え、在宅の医療的ケア児を介護する家族等まで対象拡大

３ 支援人材の育成

○ 医療的ケア児訪問看護推進モデル事業【30年度～】
⇒医療的ケア児の訪問看護に対応する訪問看護ＳＴの拡大を図るため、業務連絡会や運営相談等を行うモデル事業を実施

○ 医療的ケア児支援者育成研修【29年度～】
⇒関係機関職員に対し基本的な知識を付与し支援者として育成

○医療的ケア児コーディネーター養成研修【30年度～】
⇒医療的ケア児の支援を総合調整するコーディネーターを養成
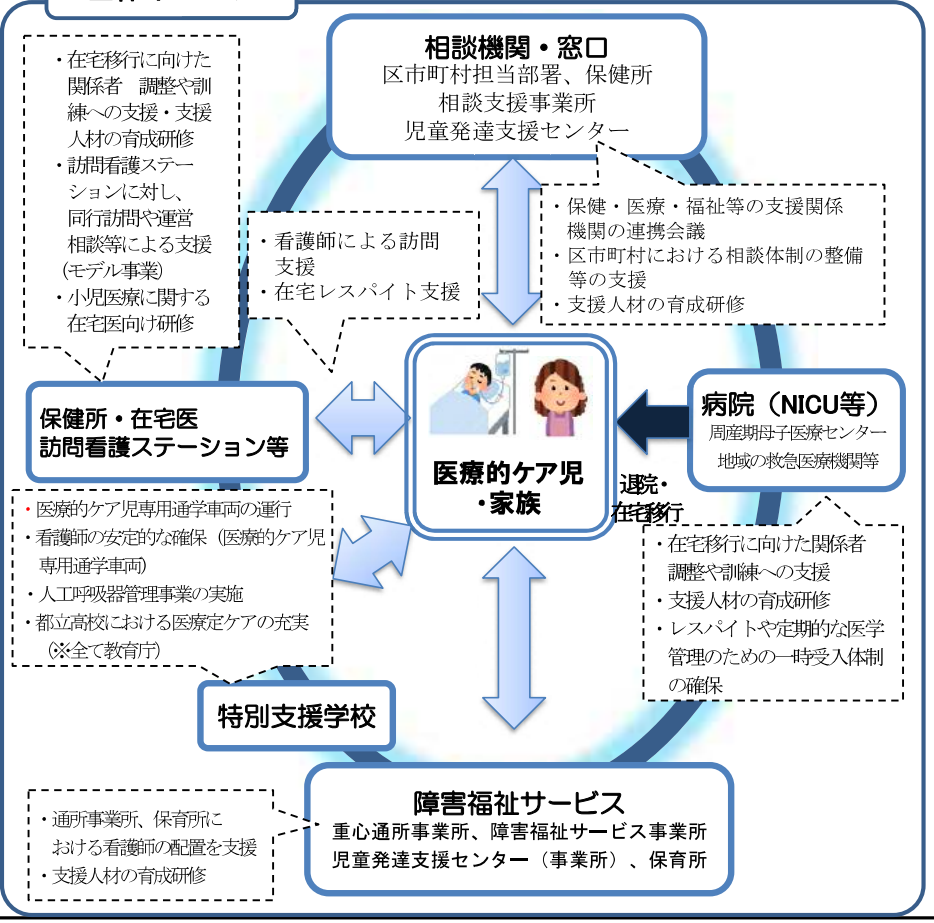
全体イメージ